

新潟市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

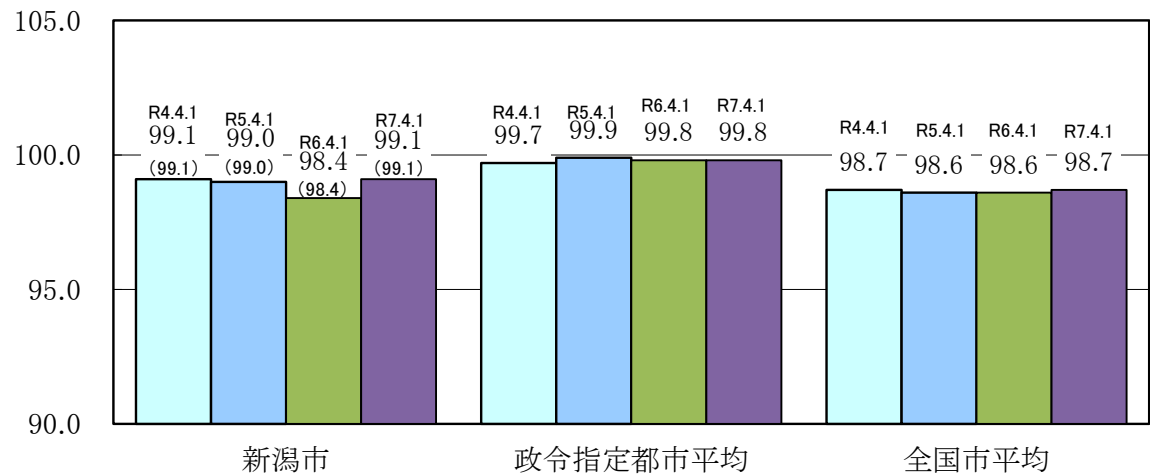
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 761,503	千円 453,934,065	千円 6,781,614	千円 97,716,631	% 21.5	% 21.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 9,531	千円 40,087,749	千円 6,828,629	千円 16,933,165	千円 63,849,543	千円 6,699	千円 6,940

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 （ ）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給						(参考) 国の改定率
区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 391,493	円 380,882	円 10,611	% 2.79	% 3.0	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）						(参考) 国の年間支給月数
区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 4.67	月 4.60	月 0.07	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し	
[実施 <u>未実施</u>]	
実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））	
(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日	
(内容) 一般俸給表について、係員級（1級・2級）に対する措置として、国の見直しを踏まえ初任給及び若年層の水準を引き上げ。 係長級以上（3級以上）については、国のような総合職等の採用を行っていないため、見直しは見送り。 他の俸給表についても一般俸給表との均衡を踏まえ、見直しを実施。	

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合)

国基準2%（令和7年度数値。令和8年度は1%、令和9年度以降は支給なし。）に対し、新潟市においては3%を支給。

(実施時期)

(参 考)

	各年度の支給割合		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
国基準による支給割合	3%	2%	1%
新潟市の支給割合	3%	3%	3%

③その他の見直し内容	
通勤手当、単身赴任手当、管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施） ※管理職手当については、平日深夜に係る対象時間帯についてのみ見直しを実施。	

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新潟市	43.3 歳	339,873 円	420,012 円	370,028 円
新潟県	44.2 歳	338,401 円	416,369 円	368,789 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
政令指定都市平均	41.9 歳	331,593 円	445,629 円	393,215 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
新潟市	55.3 歳	313 人	328,428 円	360,115 円	346,377 円	—	—	—	—
うち用務員	56.7 歳	150 人	325,759 円	349,459 円	344,522 円	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	49.0 歳	251,000 円	1.39
うち清掃職員	56.7 歳	61 人	323,948 円	372,778 円	343,056 円	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.16
うち学校給食員	55.3 歳	98 人	328,890 円	349,478 円	343,988 円	飲食物調理従事者	45.1 歳	270,300 円	1.29
うち自動車運転手	56.6 歳	4 人	368,200 円	463,895 円	387,920 円	乗用自動車運転者	60.2 歳	253,900 円	1.83
新潟県	55.5 歳	293 人	315,518 円	351,821 円	333,308 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	—	—
政令指定都市平均	51.9 歳	851 人	315,589 円	395,098 円	367,343 円	—	—	—	—

区 分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	新潟市 (C)	民間 (D)	C/D
新潟市	—	—	—
うち用務員	5,763,513 円	3,395,700 円	1.70
うち清掃職員	6,019,236 円	4,457,900 円	1.35
うち学校給食員	5,775,533 円	3,557,900 円	1.62
うち自動車運転手	7,423,637 円	3,335,600 円	2.23

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～6年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新潟市	44.0 歳	374,980 円	416,423 円
新潟県	49.2 歳	400,839 円	452,308 円
政令指定都市平均	42.7 歳	371,323 円	450,611 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新潟市	44.4 歳	370,361 円	412,154 円
新潟県	42.3 歳	374,215 円	414,688 円
政令指定都市平均	40.2 歳	357,800 円	429,590 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新潟市	37.8 歳	321,597 円	372,644 円	342,929 円
国	44.2 歳	346,980 円	—	395,165 円
政令指定都市平均	38.7 歳	303,947 円	385,403 円	350,524 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		新 潟 市	新 潟 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,800 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,700 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	178,800 円	192,500 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	252,000 円	252,000 円	—
小・中学校教育職 (幼稚園)	大 学 卒	252,000 円	252,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

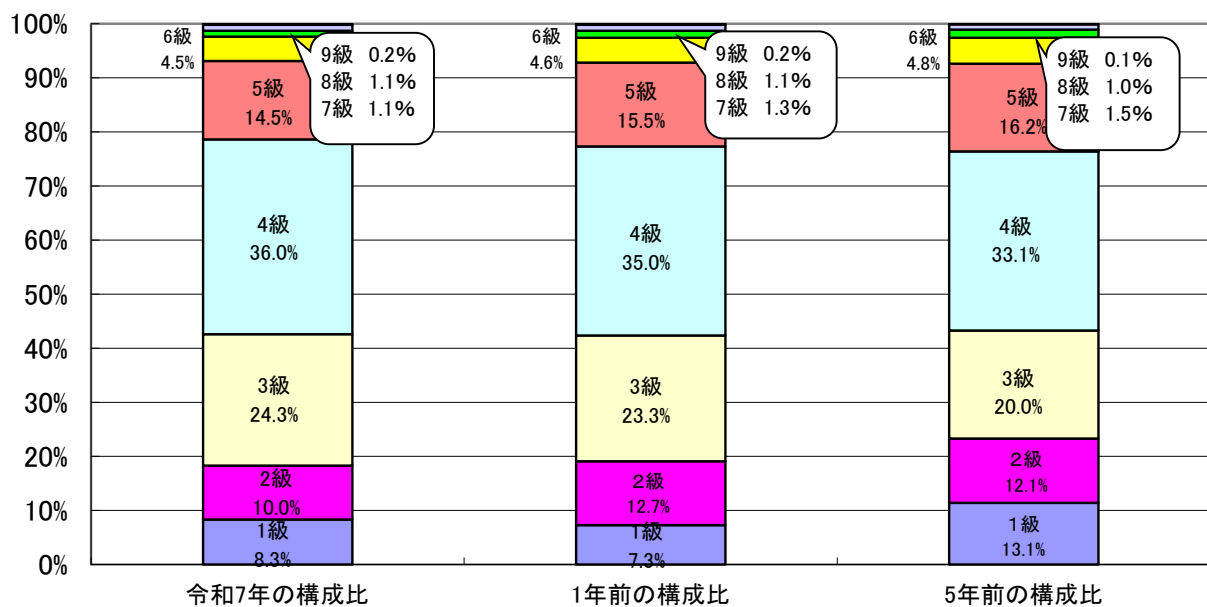
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	290,072 円	362,304 円	387,003 円	399,923 円
	高 校 卒	258,253 円	307,214 円	361,131 円	385,208 円
技能労務職	高 校 卒	280,200 円	— 円	306,975 円	339,336 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

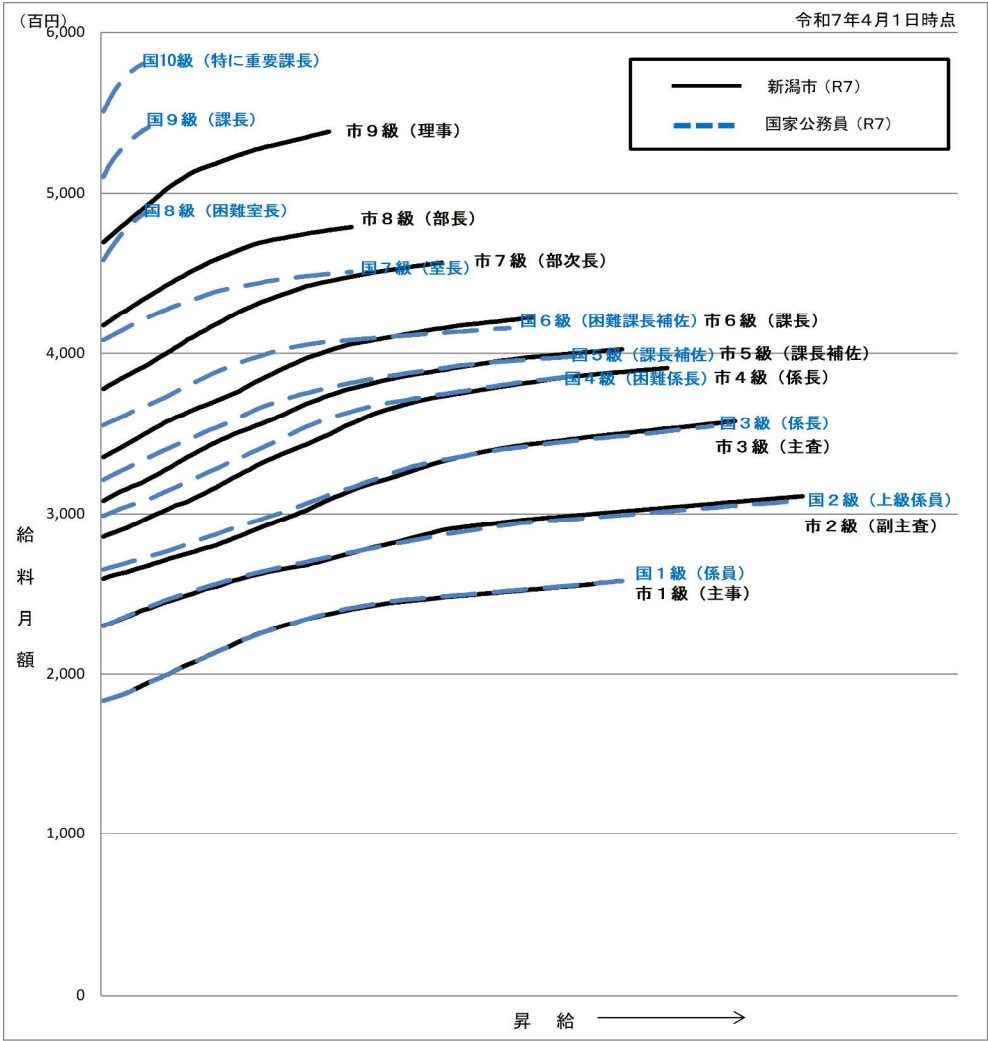
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	理事	5 人	0.2 %	469,300 円	538,200 円
8 級	部長	32 人	1.1 %	417,500 円	478,700 円
7 級	部次長	33 人	1.1 %	377,900 円	456,600 円
6 級	参事・課長	135 人	4.5 %	335,400 円	422,300 円
5 級	副参事・課長補佐	434 人	14.5 %	308,300 円	402,600 円
4 級	課長補佐・主幹	1,074 人	36.0 %	285,700 円	390,900 円
3 級	係長・主査・副主査	726 人	24.3 %	259,500 円	357,700 円
2 級	主事・技師	297 人	10.0 %	230,400 円	311,100 円
1 級	主事・技師	247 人	8.3 %	183,500 円	258,200 円

- (注) 1 新潟市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（新潟市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新 潟 市	新 潟 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,934 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,793 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.401)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.38)月分 (1.03)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（新潟市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

新 潟 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率 83.7 /100 (国を上回る割合としている場合、その理由)			調整率 83.7 /100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 2,802 千円 20,823 千円			-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			1,254,714 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			138,048 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都の特別区に在勤する職員	20.0 %	11 人	20.0 %
東京都に在勤する職員	16.0 %	1 人	16.0 %
医療職俸給表(一)の適用を受ける職員	16.0 %	6 人	16.0 %
新潟市に在勤する職員	3.0 %	9,904 人	2.0 %
新潟市に在勤する職員(高校割愛教育職)	1.5 %	10 人	2.0 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		259,147 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		101,866 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		19.4 %	
手当の種類(手当数)		22	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
賦課徴収等業務手当	税・国民健康保険・介護保険関係職員	賦課・徴収・調査のために出張した場合	1日につき400円
滞納処分手当	税・国民健康保険・介護保険関係職員	滞納処分等に従事した場合	1日につき330円
療育指導等業務手当	明生園、児童発達支援センター、めいせいデイサポートセンター、心身障がい児の教育施設又は特別支援学校に勤務する職員	入所者に直接接する業務及び障がい児童等のための言葉の相談・指導又は療育の相談・指導に従事した場合	月額 30,600円
		障がい者・児の文化的活動、機能訓練、入浴・食事介助、教育補助、介護等の業務に従事した場合	日額 400円
国際緊急援助活動手当	消防職員	国際緊急援助活動に従事した場合	1日につき4,000円
緊急消防援助隊等活動手当	消防職員	緊急消防援助隊として、又は消防組織法第の規定に基づく協定により、災害が発生した市町村に出動し、災害応急対策等の活動に従事した場合	1日につき1,080円 活動を要する区域の全部又は一部について、法令等に基づき、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域がある場合、1日につき2,160円
潜水手当	消防職員	水難救助等のために、潜水器具を着用して潜水作業に従事した場合	20メートル以下 350円 20メートル超 700円
高所作業手当	消防職員ほか作業に従事した職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所での監督・検査・消防作業等に従事した場合	1日につき150～300円
有機りん製剤等取扱手当	業務に従事した職員	農作物又は森林の害虫防除作業に従事し、有機りん製剤の原液調整作業に直接従事等した場合 防疫又は昆虫駆除作業のため有機りん製剤又はこれに類する薬剤の散布又は原液調整作業に1日につき半日勤務時間以上直接従事した場合	1日につき100～200円
緊急出動手当	消防職員	火災等に出動し、放水又は災害現場活動等に従事した場合	1日につき200～1,000円
清掃手当	清掃センター等勤務職員	炉内作業又は犬猫の死体処理に従事した場合	1日につき350円 1体につき150円
接触手当	保健所・衛生環境研究所・環境対策課等の職員	感染症の試験検査・診察・防疫・看護 等 結核等の病原体の検査等 有毒ガスや危険薬品を取扱う業務	1日につき130～1,200円 月額10,000～20,000円
保健福祉調査等手当	区役所健康福祉課・保護課・児童相談所 等に勤務する職員	訪問調査・指導業務等に従事した場合	1日につき350円～1,000円
夜間特殊業務手当	清掃センター・下水道管理センター等勤務職員	正規の勤務時間が深夜(10時～5時)の場合	1回につき 410～980円
福祉施設業務手当	児童福祉施設に勤務する保育士等以外の職員	必要に応じ直接保育に従事した場合	1日につき210円
精神保健福祉業務手当	障がい福祉課・こころの健康センターの職員等	相談、指導、判定等の業務に従事した場合	月額 7,700円 1日につき 350円
用地等交渉手当	用地対策課の職員等	出張し、用地の取得や損失補償に関し長期にわたる交渉に従事した場合	1日につき380円
除雪作業等従事手当	東部・西部地域土木事務所・区役所建設課職員	除雪作業に従事した場合 特殊作業用自動車の運転に従事した場合	1日につき350円 1日につき330円
災害応急作業手当	業務に従事した職員	福島第一原発周辺の屋内退避指示区域内で屋外作業に従事した場合	1日につき2,500円
死体処理手当	業務に従事した職員	東日本大震災に対処するため死体の収容等の作業に従事した場合	1日につき1,000円

教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する職員	非常災害時等の緊急業務、修学旅行等で泊まりを伴う業務、部活等で週休日等に行う業務等に従事した場合	1日につき900～8,000円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教諭及び養護教諭のうち主任等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に係る業務に従事した場合	1日につき200円
兼務授業担当手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する職員	勤務する学校で本務とする課程以外の課程又は本務とする学校以外の学校における授業、面接指導又は添削指導の業務に従事した場合	1単位時間につき1,300円 添削1通につき100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	2,404,430 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	463 千円
支給実績(令和5年度決算)	2,437,501 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	475 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 1人6,500円 子 1人10,000円 加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円	異	・配偶者、父母等の手当額(行(一)8級以上)	863,821 千円	240,820 円
住居手当	借家・アパートなど(家賃額に応じて) 最高28,000円	同		568,795 千円	316,877 円
通勤手当	2キロ以上の場合支給 徒歩通勤 支給なし バス・電車 最高150,000円 車等(距離に応じて) 最高31,600円	同		721,351 千円	88,271 円
管理職手当	課長級以上の職員 役職に応じ定額支給	同		505,048 千円	733,016 円
休日勤務手当	休日等に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間単価×1.35	同		376,676 千円	511,094 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	1,174,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副 市 長	948,000 円 (円)	1,599,000 円／	500,000 円
			1,285,000 円／	841,500 円
報 酬	議 長	786,000 円 (円)	1,179,000 円／	786,000 円
	副 議 長	707,000 円 (円)	1,061,000 円／	707,000 円
	議 員	659,000 円 (円)	953,000 円／	648,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	3.10 月分		
		(給料月額に100分の20を加算額した額)		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.51	28,739,520 円	任期毎
		給料月額×在職月数×0.337	15,334,848 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

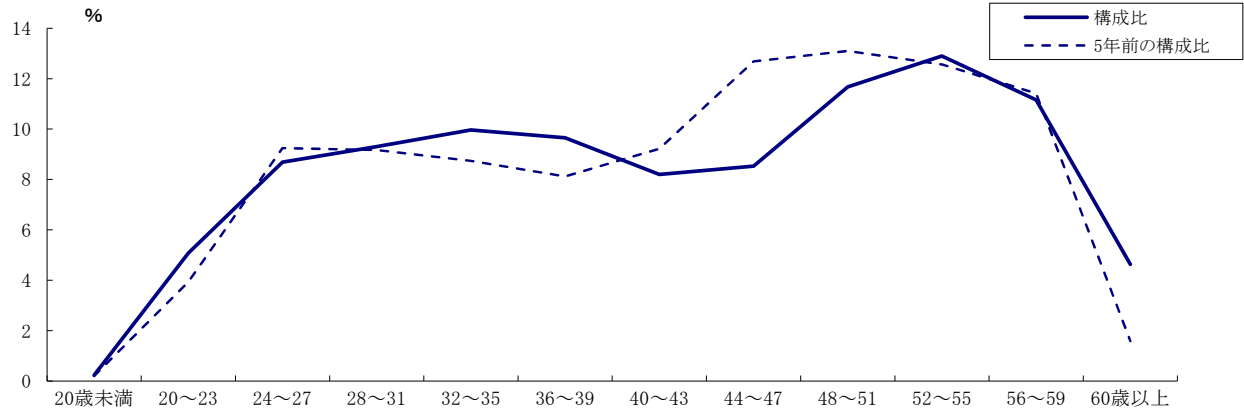
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	24	24	0	国勢調査の業務執行体制強化等(増)、業務執行体制の見直し(減) 業務執行体制の見直し(減) 児童相談所の体制強化等(増)、業務執行体制の見直し(減) 業務執行体制の充実等(増)、保健所の業務縮小等(減) 業務執行体制の充実(増)、業務執行体制の見直し(減) 業務執行体制の充実等(増)、業務執行体制の見直し(減) 業務執行体制の充実等(増)、業務執行体制の見直し(減)
		総務	720	743	23	
		税務	217	214	-3	
		民生	1,373	1,366	-7	
		衛生	505	505	0	
		労働	6	6	0	
		農林水産	153	154	1	
		商工	97	96	-1	
		土木	456	460	4	
		計	3,551	3,568	17	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.07 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 46.75 人)
	教育部門	4,620	4,646	26	業務執行体制の充実等(増)、業務執行体制の見直し(減)	
	消防部門	919	942	23	業務執行体制の充実(増)	
	小 計	9,090	9,156	66	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.78 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 115.34 人)	
公営 企 業 計 等 部 門	病院	1,224	1,278	54	業務執行体制の充実(増)	
	水道	307	308	1	業務執行体制の充実(増)、業務執行体制の見直し(減)	
	下水道	164	163	-1	業務執行体制の充実(増)、業務執行体制の見直し(減)	
	その他	151	149	-2	業務執行体制の充実(増)、業務執行体制の見直し(減)	
	小 計	1,846	1,898	52		
合 計			10,936 [11,499]	11,054 [11,549]	118 [50]	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.82 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	26人	562人	960人	1,028人	1,101人	1,067人	906人	943人	1,290人	1,426人	1,233人	512人	11,054人

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	3,663	3,615	3,527	3,517	3,551	3,568	-95	-2.6%
教育	4,771	4,758	4,714	4,628	4,620	4,646	-125	-2.6%
消防	911	915	914	914	919	942	31	3.4%
普通会計 計	9,345	9,288	9,155	9,059	9,090	9,156	-189	-2.0%
公営企業会計 計	1,847	1,844	1,842	1,832	1,846	1,898	51	2.8%
総合計	11,192	11,132	10,997	10,891	10,936	11,054	-138	-1.2%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 16,152,253	千円 324,334	千円 2,264,357	% 14.0	% 14.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費410,568千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 334	千円 1,281,786	千円 223,311	千円 523,961	千円 2,029,058	千円 6,075	千円 6,856

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
新 潟 市	46.2 歳	355,949 円	506,252 円
政令指定都市平均	46.7 歳	372,932 円	571,086 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新潟市(水道事業)		新潟市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,636 千円		1,934 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.401)月分	(1.000)月分	(1.401)月分	(1.000)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
・管理職加算	なし	・管理職加算	なし

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

新潟市(水道事業)			新潟市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～30%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	22,208 千円	1人当たり平均支給額	2,802 千円	20,823 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		40,597 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		121,547 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
新潟市に在勤する職員	3.0 %	338 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		2,352 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		14,698 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		53.9 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	夜間工事監督業務等に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜（22時～5時）において行われたとき	1回650円
料金徴収手当	事業所及び営業所で計量または収納業務に従事する職員	供給停止処分のための外勤	1日800円
		水道料金等の調査、徴収及び減免のための外勤	1日400円
危険作業手当	危険作業に従事する職員	水質の試験や検査等で特に危険な薬品を取り扱う作業等の危険作業	1日300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	82,035 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	246 千円
支給実績(令和5年度決算)	108,560 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	323 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 1人6,500円 子 1人10,000円 加算措置 16歳から22歳までの 間にある子 1人につき5,000円	同		33,180 千円	219,734 円
住居手当	借家・アパートなど(家賃額に応 じて) 最高28,000円	同		20,859 千円	278,114 円
通勤手当	2キロ以上の場合支給 徒歩通勤 支給なし バス・電車 最高150,000円 車等(距離に応じて) 最高31,600円	同		27,047 千円	85,863 円
管理職手当	課長級以上の職員 役職に応じ定額支給	同		17,127 千円	778,494 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 28,986	千円 △ 1,595	千円 11,484,598	% 39,621.2	% 37.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 1,226	千円 4,890,215	千円 2,367,415	千円 1,378,830	千円 8,636,460	千円 7,044	千円 7,644

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

ア 医師職

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
新 潟 市	47.1 歳	597,459 円	1,603,745 円
政令指定都市平均	41.7 歳	571,387 円	1,411,419 円
事 業 者	— 歳		— 円

イ 看護師職

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
新 潟 市	35.6 歳	296,319 円	468,106 円
政令指定都市平均	38.9 歳	314,470 円	516,944 円
事 業 者	— 歳		— 円

ウ 事務職

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
新 潟 市	42.0 歳	309,640 円	442,606 円
政令指定都市平均	49.2 歳	386,978 円	612,327 円
事 業 者	— 歳		— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新潟市(病院事業)	新潟市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,125 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,934 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.4005)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.4005)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

新潟市(病院事業)			新潟市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～30%加算)	
1人当たり平均支給額	2,545 千円	20,461 千円	1人当たり平均支給額	2,802 千円	20,823 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		250,285 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		16,924 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
医療職俸給表(一)の適用を受ける職員	16.0 %	126 人	16.0 %
上記以外の職員	3.0 %	1,100 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		725,361 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		679,813 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		87.0 %	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
救急業務手当	救急業務に従事した医師	医師に対し支給	7,500円～15,000円
分娩業務手当	分娩業務に従事した医師	医師に対し支給	1件20,000円
産科業務手当	産科業務に従事した医師 産婦人科専門医研修を開始して通算3年間を超えるものを除く	医師に対し支給	月50,000円
診療手当	診療業務に従事した医師	医師に対し支給	医療収益の1.8%以内
解剖補助手当	死体解剖の補助業務に従事した臨床検査技師	死体解剖の補助業務	1日3,200円
接触手当	診療放射線技師及び血液、汚染された廃液等に常時接触しつつ生命維持管理装置又は心臓血管撮影装置の操作に従事した職員		月20,000円
	人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した職員		月10,000円
	感染症の患者に接触した職員及び病原体、放射線その他有害物を取り扱った職員		1日130円～400円
	特定新型インフルエンザから市民等の生命及び健康を保護するために行われた業務に従事した職員		1日4,000円以内
夜間特殊勤務手当	看護等の業務に従事した助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに準ずるものとして病院事業管理者が定める職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜（22時～5時）において行われたとき	1日4,000円(深夜) 1日3,500円(準夜) 1月に8回を超える上記勤務の場合は、9回目から各支給額に400円を加算
救急体制維持業務手当	自宅待機をした医師、歯科医師、臨床検査技師、診療放射線技師、助産師、看護師、薬剤師、臨床工学技士	重症救急患者に対応するため、正規の勤務時間以外の時間において自宅待機を命ぜられた場合に支給	1日2,000円～3,600円
災害応急業務手当	東京電力株式会社福島第一原子力発電所敷地内医療施設において行う業務に従事した職員		1日5,000円
精神保健福祉業務手当	精神障がい者又はその疑いのある者に接して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により相談、指導、判定等の業務に従事した職員		1日350円
緊急出動手当	救急業務（緊急救護を要するものを救護搬送する業務）に従事した救急救命士		市内 1回360円 市外 1回560円
	救急業務のためドクターカーを運転した職員		1当務220円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	765,547 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	657 千円
支給実績(令和5年度決算)	678,537 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	583 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 1人6,500円 子 1人10,000円 加算措置 16歳から22歳までの 間にある子 1人につき5,000円	同		85,633 千円	232,698 円
住居手当	借家・アパートなど(家賃額に応 じて) 最高28,000円	同		117,439 千円	293,598 円
通勤手当	2キロ以上の場合支給 徒歩通勤 支給なし バス・電車 最高150,000円 車等(距離に応じて) 最高31,600円	同		63,579 千円	46,005 円
管理職手当	課長級以上の職員 役職に応じ定額支給	同		66,541 千円	978,544 円
初任給調整手当	医師に月額30万8,600円を超え ない範囲内の額を、採用の日か ら35年以内の期間、採用後人事 委員会規則で定める期間を経過 した日から1年を経過することに その額を減じて支給	同		400,727 千円	3,180,373 円
	看護職員の処遇改善 助産師及び看護師に月額 12,000円を支給	異		108,802 千円	131,403 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場 合に支給する。 医師21,000円/1日 医師以外7,400円/1日	同		15,364 千円	53,909 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に 勤務した場合に支給 1時間あた りの給与額の100分の25	同		106,604 千円	126,759 円